

## ながさき海洋・環境産業拠点特区地域活性化方針

平成25年2月15日内閣総理大臣決定

平成30年4月1日一部変更

### 1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

#### (1) 総合特区により実現を図る目標

エネルギー問題と海運における地球温暖化対策・環境対策について、基幹産業である造船業の技術力を活かすことにより、燃費性能に優れ、CO<sub>2</sub>の排出が少ない高付加価値船・省エネ船の建造を促進するとともに、造船の技術とそこから派生する省エネ・環境技術を駆使し、広大な海域を県域に持つ海洋県としての地理的特性も活かしながら海洋・環境産業の振興を図ることにより、産業振興と環境保全・省エネ、エネルギー供給という我が国の経済社会課題の解決に貢献する「ながさき海洋・環境産業モデル」の実現を図り、地域経済の活性化に繋げていくことを目標とする。

#### (2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

##### ① 海洋における地球温暖化対策と環境保全対策

世界経済の成長に伴う海上輸送量の増大により、船舶からの温室効果ガスや大気汚染物質の排出量増大が見込まれるなか、海洋汚染防止条約によるCO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>（窒素酸化物）、SO<sub>x</sub>（硫黄酸化物）の排出規制や海洋生態系保全のためのバラスト水管理条約の発効等、段階的に強化される各種の環境規制に対応した取組を図ることが必要である。

##### ② 海洋エネルギーの実用化

再生可能エネルギーの活用を増やすために、基幹産業である造船業の技術力を活かした海洋エネルギーの導入を図ることが必要である。

### 2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

#### (1) 解決策

##### ① 海洋における地球温暖化対策と環境保全対策

拡大する造船市場の取り込みとともに、海洋における地球温暖化防止と環境保全に貢献するため、高付加価値船や省エネ船に係る分野において、建造を促進するための環境整備を図るとともに、環境配慮型技術の船舶への活用により、船舶に係る各種の環境規制へ総合的に対応する。

##### ② 海洋エネルギーの実用化

洋上発電や潮流発電等の海洋エネルギーの獲得に向け、造船関連技術を活用し、実証実験から実用化、商品化まで見据えた取組を推進するための支援体制構築を図る。

③ 海洋・環境産業の拠点形成を支える物流システムの構築や人材の育成・確保

造船業、海洋エネルギー拠点の形成を行うため、部品の国際調達等を迅速に実施するためのシームレスな物流システムの構築を図るとともに、優れた技術・技能を若い世代へ継承させていくための人材育成に係る環境整備を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議会における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし